

技術係 区政館だより第423号の説明	技術係 （新江東、杉並以外） 清掃一組条例 清掃工場処務規程 第4条	参考 新江東工場 清掃一組条例 清掃工場処務規程 第3条
<p>技術係は主に工場運営のソフト面を担当します。業務内容としては、見学対応と環境対策が主ですが、その他にも多くの仕事をしています。例えば、清掃工場を安定的に操業するために、ごみの搬入計画と焼却計画を作成します。またごみの搬入受付、ごみ処理手数料の受領、焼却灰の搬出に関する業務を担当しています。</p> <p>◆見学者案内 清掃工場には見学者用の設備が設置されています。小学校の社会科見学や一般区民向けの見学会では、技術係の職員が案内や説明をおこないます。</p> <p>◆環境対策 清掃工場の運転には、大気汚染、水質汚濁、ダイオキシン類対策等の環境法令による規制が課せられています。清掃一組の施設では法令よりも更に厳しい自己規制値を定め、環境負荷の低減に努めています。技術係では、これらの規制値を遵守するため、環境測定データの管理等を行っています。このほかにも、薬剤・物品の管理や建築機設備などの保守、外部の関係機関との連絡・調整など、幅広い仕事を担当しています。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 廃棄物の搬入及び搬出に関すること。 二 残灰等の処分に関すること。 三 溶融スラグの搬出に関すること (世田谷清掃工場に限る。) 四 公害防止の総括に関すること。 五 施設見学等に関すること。 六 工場の運営に係る連絡調整に関すること (管理係に属するものを除く。) 七 業務委託に関すること。 八 事業用自動車等の運行理に関すること。 九 自動車事故及び作業実施上等の事故のに関すること。 十 作業用物品の調達、管理及び工事等のに関すること。 十一 データ処理装置の維持管理に関すること。 十二 構内の整備に関すること。 十三 廃棄物処理手数料の収納に関すること。 十四 燃焼管理計画に関すること。 十五 技術統計及び分析測定に関すること。 十六 施設及び設備機器の保守委託に関すること (焼却設備機器を除く。) 十七 発電、エネルギー管理及び地球温暖策に関すること。 十八 安全管理に関すること。 十九 電波障害に関すること。 二十 環境マネジメントシステムの運用に関すること。 二十一 庁内情報網システムの管理に関すること。 二十二 品川清掃作業所の管理及び運営に関すること (品川清掃工場に限る。) 	<p>技術管理係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 燃焼管理計画に関すること。 二 技術統計及び分析測定に関すること。 三 施設及び設備機器の保守委託に関すること (焼却設備機器を除く。) 四 発電、エネルギー管理及び地球温暖化対策に関すること。 五 公害防止の総括に関すること。 六 安全管理に関すること。 七 電波障害に関すること。 八 環境マネジメントシステムの運用に関すること。 九 庁内情報網システムの管理に関すること。 十 課内他の係に属しないこと。 <p>業務係</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 廃棄物の搬入及び搬出に関すること。 二 残灰等の処分に関すること。 三 施設見学等に関すること。 四 事業用自動車等の運行管理に関すること。 五 自動車事故及び作業実施上等の事故の処理に関すること。 六 作業用物品の調達、管理及び工事等の検査に関すること。 七 データ処理装置の維持管理に関すること。 八 廃棄物処理手数料の収納に関すること。 九 構内の整備に関すること。